（日曜日休）（定價金三錢）

（郵便局認可）

時事新報

第千二百五十號

明治十九年四月十五日 木曜日
（西暦一千八百八十六年）
（乙、己）

日出午前五時二十九分 日入午後六時三十二分
月出午後二時十分 月入午前三時五十四分
滿潮午前一時三十五分 滿潮午後二時三十五分

特事新報定價

一枚金三錢○一箇月金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便稅一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ掲ケル市地ニ於テハ該地發捌所ヨリ發送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接發送スルモノハ此限ニアラズ）

東京、横濱、横須賀、佐倉、本川、至小田原、熱海、三島、七湯、大坂、京都、大津、神戸、尾ノ道、岡山、笠岡、四山、唐津、印旛山、柳島、高知、下ノ関、長崎、松ノ浦、名古屋、敦賀、岡崎、蒲郡、四日市、津、松坂、山田、宇治、稲島、二本木、草加、越谷、清瀧、閉瀬、鹿沼、八王子、千住、高崎、熊谷、八幡、船橋、千葉、銚子、佐倉、東金、市川、八幡、船橋、千葉、銚子、佐倉、東金、市川、八幡、船橋、千葉、銚子、佐倉、東金、同地近傍配達区域ハ別所ハ同シク送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

	一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上	十六日以上
向一行至三十行	八錢	七錢	六錢	五錢	
自三十一行以上	九錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢九厘五毛	

時事報報

日本國の鐵道事業 二十三

日本政府の鐵道政策を開うんとを望む

一國の政府が其政務の重大なるものは對して一定の主義方向を採り國民を去て向背する所を知らしむるこれを政略とは申すなり外國と交際するに付てはこれを外交政略と唱へ內國の政事に關ては之を內治政略と稱するなり政府の主義方向を一定せるものならんは近時西洋諸邦にてこの政略の字は新規の名稱顯はれて世人一般往々これを口するに至りたる者ありと云ふは鐵道政略と唱ふる新政略は事なり今日の如く鐵道線路、國の盤面に蛛網を張るの勢となりてこ鐵道事業は實に社會の事物中最大最要ものとなり即ち政府より視るはその內政中、重大なる政務の一たるを故に西洋諸邦の政府ゐ於ては既に既れも鐵道政略なるものを確定して以て此鐵道事業ゐ當るなり左れば日耳曼の如く政府が民行の鐵道と買上を遲て全國の經營路と官有とゐし布設運轉總て政府自身ゐてこと行はんとするは是を日耳曼政府の鐵道政略にして次で佛朗西は如きは政府自身ゐ鐵道事業と營ゐんとは爲さざれども鐵道會社ゐ對しては既れも保護干渉と加へくその經を半官半民の表にするは亦是れ佛朗西政府の鐵道政略ゐして日耳曼の政略とは大にそれ實を異にする所ゐるなり又英米二邦の如きは人民隆意に鐵道を布設し官の干渉と仰ふがすして獨立れ營業と爲すが故政府のゐれに對する關係も僅か二三の管理規約に止まりて他い悉く鐵道會社の自由に放任し置くは自から是れ一種、英米二政府の鐵道政略たるゐりこの外白耳義なり伊太利ゐり既れも自家特色の鐵道政略を有せざるはゐく互ひにろの政略は色をば異にすと雖どもその實い唯大ゐ文明交通の便を其社會に與へんと勉むるものならんその政略の利害得失に至りてはその論者々に分れ既きも不完全を免れざるものなるも兎に角に一國の政府として確定の鐵道政略ゐる丈は有樂は文明國の本色なりとして實揚せざる可らざるなり

日本にては明治五年鐵道第一れ期限以降明治十九年の今日ゐ至るまで未だ我政府に鐵道政略なるものゝ存りしと聞かゐ又其迹と見ず要そるゐ鉄道の一事は邦家文明の骨子根本たるゐも拘わらず從來官民共にゐれと度外ゐ放棄し置きたるなれども今日れ時勢に會して鉄道擴張の論盛く世人れ注意を惹き來り鉄道に向てい一大慶至極と云はざるなり日本の鉄道事業追々その歩と進むるの選びにも至らば政府いこれに對ゐ如何なる政略を以てその處置と爲すの意なるやこれ日本社會全体の利害に關する緊要の問題なれば苟も鉄道ゐ重きゝ置くの人は皆るその政略の所在如何と知らんとするゐり例へば我政府が日本鉄道會社に年八歩の補給利子を下附ゐて同會社に線路布設、業運轉の自由特許を與へしからは此上又東北鉄道會社と云はず信越鉄道會社と云いずその他各地の私立鉄道會社にも同一樣の自由特許を讓與せらるゝの意ゐるり將た日本國の鉄道事業い例の日耳曼風に摸して政府悉皆れを管理し私設私行の鉄道を許可せざるの見込なるか又或い政府の意い右の如く究極ゐらずして今後將來、東海道ゐり山陽道ゐりろの他の各所路意ゐ私設の鉄道を前すゐ在るか其政略の存せる所と孰れゐしても差支へなきに似たれども同ゐ日本の國民にて與に鉄道の利益休戚と感ずと云ふ我輩の情より新ふるときい又大ゐ願意の筋なきに非ずたゝ今日の如く日本政府の鉄道政略の不判然にして全國の鉄道官行とも限らず又私行とも限らず私立れ會社許さるゝが如く又許されざるが如く茫乎としてろの邊を窺ふに由ゐき時は鉄道の爲め力を致し資金を投せんとせる者までも逡巡躊躇して岐路に迷ふの憾なきを得ず左りとは又我政府の趣意にもあるまじければ一刀兩斷、早く鉄道政略の所在を公示し人民に其れ據る所と知らゐむると極めて必要と信ずるなり我輩今日まで政府の鉄道政略を知る能はざりゐを憾みず又その確定なかりしと怪まゐ即ち日本ゐいまれまで鉄道事業と稱すべきほどの鉄道あらざりしなれば敢てゐれに對する一定政略の有られ得る等もなく、申さば昨日ゐそは溜泥草昧の樣にて經過し來りしなれども最早今日ゐなりては國民中誰としてゐるものゐく加ふるに實際の工事着々歩と進むると與に我政府に於ては鉄道局と內閣の當輩とゐし遲て大に其據張と計らるゝの色合も見ゆるゐれば我輩が今に及んで早く我政府の鉄道政略と聞んと欲ゐるも無理の要求ゐはゐらざるべきなり尤もこの政略の儀ゐ關しては我輩聊ろの意見を有するがもへ他日機ゝ見て陳述するとゐし事實今我輩の希望と括くれば日本の鉄道は獨り英と云はず又米と云はず孰れにしても早くろの擴張と見るを得ば滿足ゐの上なきとなれども細に實際に入て論するときは自から其間に取捨撰擇の必要ゐるを免れずこれ十篇來我輩の意見と陳述せし所以なり（大尾）

官報

○辭令

（各通）

檢事 磯部四郎
參事官 高野眞遜
同 熊野敏三

民法草案編纂委員ヲ命ス（四月十二日司法省）

第二期岐阜重罪裁判長ヲ命ス（四月八日名古屋控訴裁判所 判事 鷹松重明

○汽車脫入 去月中上野前橋間大宮宇都宮間及品川赤羽間鐵道旅客及荷物等賃金ハ合計金三萬九千六百二圓二十七錢四厘、內旅客人員五萬四千一人、此の賃金二萬五千十五圓八十一錢五厘、手荷物斤數三千百六十三斤、此の賃金四十一圓十六錢三厘、小荷物斤數二萬七千六百十七斤、此の賃金六百六十六圓六錢八厘、貨物斤數五百八十六萬千百三十九斤、此の賃金一萬三千三百十四圓十五錢三厘、外に貸切車數八百九十九輛、官用旅客人員七百三人、此の賃金百七十二圓七十一錢、官用小荷物斤數百五十六斤、此の賃金一圓五十二錢、官用貨物斤數四千五百七十斤、此の賃金五圓七十五錢、汽關車使用料金三百八十五圓九錢五厘あり（鐵道局報告）

○電報數及料金 遞信省電信局ゐ於て調査せる本年三月中各電信分局の發信數及其の料金の概算並ゐ其の二月分とれ比較は左表の如し（遞信省報告）

	三月	二月	比較
內國 信	三七四三八四	二九四六九五	增七九六八九
內國 通	一七六三八七	一四三三四二	增三三〇四五
內國 金	四七、九七二、八〇圓	三八、二〇五、九五圓	增九、七六六、九五圓
海外和文 語	一五、九八六	一三、一六三	增二、八二三
海外和文 通	二、二四一	一、七五二	增四八九
海外和文 金	五、三九七、九一圓	四、五五〇、三一圓	增八四七、六〇圓

（以上三件本年四月十四日官報）

○在布哇日本人の員數 昨十八年二月より同十二月に至る間日本人民の布哇國に渡航ゐく同國各地に備はれゐる者の員數は左表の如し（本年二月十五日附在ホノルル、府領事館報告）

		內國 語	內國 通	內國 金	歐文 語	歐文 通	歐文 金	合計 語	合計 通	合計 金
第一回渡航人	男	一八、五六二	一四、〇三八	一、四一四、〇九圓	三七四、三八四	二九四、六九五	一、四四八、二二圓	三七四、三八四	二九四、六九五	一、四四八、二二圓
	女	一、六二七	一、二六七	三四、一三	三四、五四八	二七、二〇一	三四、一三	三四、五四八	二七、二〇一	三四、一三
	子	一六二	一二九	一六〇	三五五	一〇九	四六〇	三五五	一〇九	四六〇
第二回渡航人	男	一三三	一二一	一二一	七五	四八	一二	七五	四八	一二
	女	二七五	二一一	二七〇	二五	二二	一〇	二五	二二	一〇
	子	一七〇	一六一	一三三	一二	一一	二	一二	一一	二
小計		一、四四、二二四	一四、五二四	增三六〇	增三三、九九四	增一〇、五八〇、三二圓		增三三、九九四	增一〇、五八〇、三二圓	
總計		五九	五九	二四	二九	二七	一〇	二九	二七	一〇
解備		二八	九四	一一	四九	一七	三一	四九	一七	三一
死亡		一一	二	一六	一一	一一	一三	一一	一一	一三
出產			七一	九			一三			一三
現在		三一	四七八	二五九	二四	四八	一七	三一	四七八	二五九

（備考） 表中員數の外に本年一月新ゐ配置せらるたる者はマウヰ島ゐ於て五人、ハワヰ島ゐ於て五十人あり又表中ホノルル、府解備人員の內廿一人と布哇政府との傭役約定を解きたる者ゐりとす（明治十九年四月十三日官報）

雜報

○札幌通信 札幌四月四日發

拜啓 遲々當地の一大事業なる鮭釣漁の時節に際ゐ候各漁場及近傍の地い多少漁獲と取直したる樣ゐ被存候本年は彼岸の一周間前後よりポツ〳〵釣漁ありたる由なれ當地へも續々入荷有之目下十錢に付二十尾以上三十尾位は小賣直段に御座候午去前便にも申上たる通り當道一般の不景氣の爲め鮭函（札幌より五里餘の漁場）小樽間の各一分も非常御座候此後札幌內手當間たる由に承申上候○根室今濃在中又計は六十度度に兵士官以下兵士官以下

○熊本通信 熊本縣廳移轉三箇所と調中ありしが家とも八千より寄附獻ゐて此程四名、御用にも二十餘日迄筑後國倉營所の各營歩兵第十より出發し

とも一團とて順路歸營ゐ私立商業事今月中旬ゐ老農なる山一月鹿兒島縣

八年度の縣て當時信夫、大ゐ騷擾せゐ如何ゐる原伊達等の諸郡ては屢々集會戶ゐ付二圓宿改革 電報より改革を始名の免職ありては人々ゐり其ふ○生糸共同縣組合準則の組合ゐ共同べき目的にて議決ゐたり尤之を舉行する實施ゐ漸次ゐ當地も追々初され官中、一般人民共同販賣會社